

## 令和8年度食品産業連携促進事業委託業務公募型プロポーザル募集要領

### 1 業務概要

#### (1) 業務名

令和8年度食品産業連携促進事業委託業務

#### (2) 事業の背景及び目的

本県では、産業振興計画のもと、「食のプラットフォーム」による人材育成や交流の促進、食品安全衛生に関する国際認証の取得や施設整備を支援する補助金制度などを活用し、事業者の地産強化に取り組んできました。また、地産外商公社による全国規模の外商活動の推進に加え、貿易促進コーディネーターによる県内事業者の海外展開支援や海外支援拠点を活用した現地プロモーションを通じ、輸出の強化にも取り組んでいます。

これらの取り組みにより、国内外での販売額は順調に伸びてきましたが、コロナ禍を経て大きく変化した経済活動の状況、エネルギー価格や原材料の高騰、人口減少と高齢化に伴う人手不足の深刻化、さらにはSDGsや脱炭素社会の進展など、県内事業者を取り巻く環境は大きく変化している状況です。また、世界人口の増加による将来的な食糧不足への懸念も高まっています。

このような状況を踏まえ、第5期産業振興計画では『商品開発による付加価値向上と生産性向上による構造転換により持続的に経済が発展する高知県』を目指して、国内外商・輸出に取り組む事業者の裾野を拡大し、事業者の商品開発力・生産力・外商力を強化することで、事業規模のさらなる拡大を図ることを目標としています。

令和6年度からは、これらの目標を実現するため、新たに外商に取り組む事業者や商品を掘り起こし、課題の抽出から売れる商品づくり、人材育成、外商支援までを一気通貫で支援する体制を整備しました。加えて、食品技術の高度化(DX・GX)を推進し、県内事業者の生産性向上に向けた取組みを支援しています。

その中心となるのが、課題解決に向けた具体的なアクションを実践する総合支援のプラットフォーム「食のイノベーションベース」です。このプラットフォームでは、国内外での外商に取り組む事業者を対象に、学びの促進、売れる商品づくり、生産体制の強化など、事業者のレベルや課題に応じた支援を総合的に行っています。

具体的には、事業者の外商の経験や対象市場に応じたセミナーや勉強会を開催し、国内外での外商拡大に向けた意欲醸成や知識向上を図っています。また、商品開発では、「百貨店向け商品づくりコース」や「量販店向け商品づくりコース」など、出口(販路)に直結する商品づくりを支援し、売れることに徹底的にこだわった取組みを後押ししています。

本委託業務では、前述した「食のイノベーションベース」の中で核となる次の業務を委託します。

- ・人材育成事業(セミナー・勉強会・交流会の運営)

- ・商品開発支援事業（連続個別商談会・相談会の運営）
- ・広報活動（食のイノベーションベースの取組を広く発信）

これらの取組を通じて、事業者の外商競争力を高め、県内食品産業全体の地産強化と外商拡大につなげます。

（食のイノベーションベースの想定図）

食のイノベーションベース					
課題解決の内容		支援メニュー			委託 業務
		内容	国内	輸出	
人材育成	意欲醸成・交流	交流会	○	○	◎
	知識向上、 消費者・市場の情報収集など	出張セミナー	○	○	◎
		セミナー・勉強会	○	○	◎
事業戦略	事業戦略・輸出戦略づくり	事業戦略策定支援	○	○	
商品開発	商品開発・改良	連続個別商談会・相談会	○	○	◎
		技術支援（工業技術センター連携）	○	○	
		食品表示研修	○		◎
		食品表示確認（食品表示アドバイザー）	○	○	
		補助金	○	○	
生産強化	生産性向上、 衛生管理の高度化	技術支援（生産性向上支援センター 連携・衛生管理推進アドバイザー）	○	○	
		HACCP 研修	○	○	
		補助金	○	○	

### （3）業務内容

別添「令和8年度食品産業連携促進事業委託業務仕様書」のとおり

### （4）業務委託期間

委託契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

## 2 見積限度額

22,049千円（消費税及び地方消費税を含む）

## 3 審査委員会の設置

別途定める「令和8年度食品産業連携促進事業委託業務公募型プロポーザル審査委員会設置要領」に基づき、「令和8年度食品産業連携促進事業委託業務公募型プロポーザル審査会」（以下、「審査委員会」という。）を設置します。

#### 4 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書と企画提案者（以下、「参加者」という。）からのプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催し、あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を実施したうえ、随意契約の相手方となる候補者（以下、「候補者」という。）と次点者を選定します。ただし、審査要領に定める条件を満たす提案でない場合は、候補者又は次点者として選定しません。

なお、委託業務の実施に際しては、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではありません。選定後、候補者と県は、企画提案をもとに業務の履行に必要な具体的な条件などの協議と業務内容の調整（以下、「交渉」という。）を行い、この交渉が整ったときに随意契約の手続きに進みます。交渉が選定の通知から14日（県庁の閉庁日は除く。）以内（予定）に整わない場合は、次点者に選定された者が改めて県と交渉を行うこととなります。

ただし、令和8年2月高知県議会定例会において、本事業に係る予算が議決されなかった場合は、本件手続きについて停止等を行うことがあります。

#### 5 資格要件

参加者の資格要件は次のとおりです。

- (1) 高知県内に本店を有する者であること、又は、高知県内に本店を有する者を構成員に含む共同企業体であること。
- (2) 高知県の「競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）」に登録されている又は契約締結時まで登録が予定されている者であること。（契約締結時まで登録が行われない場合は欠格となります。）

なお、競争入札参加資格を有しない者で、このプロポーザルに参加を希望する者は、高知県知事が定める申請書（競争入札参加資格審査申請書（物品購入等関係））に必要な事項を記入のうえ、必要書類を添付して、下記の指定場所に提出すること。

高知県知事が定める申請書に関しては、高知県会計管理局総務事務センターのホームページをご覧ください。

<高知県会計管理局総務事務センターホームページ>

<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/180000/180301/>

<高知県が定める申請書の提出先>

〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2-20

高知県会計管理局総務事務センター（TEL：088-823-9788）

- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと又は同規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること。
- (5) 「高知県物品購入等関係指名停止要領」に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。

- (6) 高知県内に業務を行う拠点を有する（又は、契約締結までに拠点整備に係る登記を完了する予定である）こと。
- (7) 本店及び県内に所在する営業所等が都道府県税を滞納していないこと。
- (8) 本店及び県内に所在する営業所等が消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (9) 同種、類似業務の実績を1件以上有する者を、当該事業の総括責任者として配置すること。

## 6 説明会

日時：令和8年3月3日（火）13時30分から（1時間程度）

場所：高知本町ビル5階（高知市本町5丁目2-17）

定員：1参加者あたり2名以内

参加を希望する事業者は、「説明会参加申込書（別紙様式1）」を令和8年3月2日（月）17時までに、項目15に示す高知県産業振興推進部地産地消・外商課のメールアドレスまで電子メールで提出してください。電子メール送付後は、別途電話によりデータが届いていることを確認してください。なお、説明会への出席は、プロポーザル参加の必須条件としません。

## 7 質疑と回答

募集容量に定める「質疑書（別紙様式2）」によってのみ受け付けます。

- ・締切：令和8年3月4日（水）12時
- ・受付方法：電子メール

（注）メール送信後、電話によりデータが届いていることを確認してください。

全ての質疑と回答の内容は、令和8年3月6日（金）17時までに高知県産業振興推進部地産地消・外商課のホームページに掲載します。

<高知県産業振興推進部地産地消・外商課ホームページ>

<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/120000/120901/>

## 8 参加申込及び資格要件の確認

プロポーザルへの参加を希望する者から、参加申込書類一式（次表）の提出をもって受け付けます。

	書類の名称	規格	部数
1	令和8年度食品産業連携促進事業委託業務公募型プロポーザル参加申込書（別紙様式3）	A4縦	紙 正1部
2	法人概要書（別紙様式4）	A4縦 別添は自由	紙 正1部
3	総括責任者経歴書（別紙様式5）	A4縦	紙 正1部
4	競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）	A4横	紙 正1部

	<p>の自社掲載ページ</p> <p>※名簿に登録されていない場合は、法人の納税証明書（参加申込書を提出する日の前日までに納税期限の到来した都道府県税について滞納がないことがわかる書類）（発行3ヶ月以内のもの）及び法人の消費税及び地方消費税の納税証明書（発行3ヶ月以内のもの）</p>		
--	--	--	--

(1) 提出方法等

ア 提出方法

持参又は郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）

もしくは、電子メール（提出の際は電話にて着信を確認すること。）

イ 提出期限

令和8年3月9日（月）17時（必着）

ウ 提出先

〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2番20号

高知県産業振興推進部地産地消・外商課 三好、伊藤

(2) 資格要件の確認

高知県産業振興推進部地産地消・外商課で申込者から提出のあった参加申込書一式を確認します。申込者の資格要件の確認が完了したら、確認結果を令和8年3月11日（水）までに申込者へ電子メールにて通知します。

(3) 資格要件を満たさなかった者に対する理由説明

ア 参加申込書を提出した者のうち資格要件を満たさなかった者に対しては、満たさなかった旨及び満たさなかった理由を書面により通知します。通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（県の閉庁日を除く。）以内に、書面により知事に対して資格要件を満たさなかったことについての説明を求めることができます。

イ 知事は説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（県の閉庁日を除く。）以内に書面により回答します。

9 企画提案書の作成・提出等

別途定める「令和8年度食品産業連携促進事業委託業務公募型プロポーザル企画提案書作成要領」のとおりです。

提出期限：令和8年3月12日（木）12時（必着）

※この期限までに全ての必要書類を提出できない場合は、受理することができませんのでご注意ください。

## 10 審査

別途定める「令和8年度食品産業連携促進事業委託業務公募型プロポーザル企画提案審査要領」のとおりです。

## 11 審査委員会の開催

本公募型プロポーザル審査委員会を次のとおり行います。

- ・開催日：令和8年3月24日（火）9時から（予定）
- ・会場：高知市中央卸売市場 管理棟2F 中会議室  
（〒781-0881 高知市弘化台12-12）

## 12 審査結果

審査結果は、令和8年3月25日（水）までに、全ての参加者に文書で通知します。当該審査結果は、高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には開示の対象となります。

<高知県情報公開条例>

[https://ops-jg.dl-law.com/opensearch/SrJbF01/  
init?jctcd=8A8BE480CA&houcd=H402901010001&no=1&totalCount=1&fromJsp=SrMi](https://ops-jg.dl-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8BE480CA&houcd=H402901010001&no=1&totalCount=1&fromJsp=SrMi)

## 13 日程（予定）

令和8年2月25日（水） 公告

3月2日（月）	17時	説明会参加申込締切
3月3日（火）	13時30分～	説明会
3月4日（水）	12時	質疑書提出締切
3月6日（金）		質疑書回答
3月9日（月）	17時	参加申込書類一式提出締切
3月11日（水）		参加者資格要件確認結果通知
3月12日（木）	12時	企画提案書提出締切
3月24日（火）		審査委員会（プレゼンテーション）
3月25日（水）		審査結果通知

## 14 提出書類の取扱い

- （1）提出された書類は返却しません。
- （2）提出された書類は、庁内及び審査委員会での使用に限り複写します。
- （3）提出された企画提案書は、高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には、対象文書として原則開示することになります。

なお、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害す

ると認められる情報は同条例第6条第1項第3号の規定により非開示となるため、提出書類の該当部分と非開示とする具体的な理由を別紙様式6により提出してください。

ただし、開示・非開示の判断は別紙様式6に基づき行うものではなく、様式6を参考に同条例に基づき、県が開示するかどうかを客観的に判断します。

- (4) 契約の相手方以外の企画提案の内容については、当該参加者の承諾なしに利用することはありません。

## 15 問い合わせ先

高知県産業振興推進部地産地消・外商課 担当：三好、伊藤

TEL 088-823-9704 E-mail 120901@ken.pref.kochi.lg.jp

## 16 その他

- (1) 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出してください。辞退することによって、今後の高知県との契約等について不利益な取扱いをすることはありません。

- (2) 企画提案に要する全ての費用は参加者の負担とします。

- (3) 次の各号に該当した場合、参加者は失格になる場合があります。

ア 提出書類に不備若しくは虚偽の記載があった場合又は指示した事項に違反した場合

イ 審査委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた事実が認められた場合

ウ 県職員に対する、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合

エ 審査結果通知までの間に、他の申込者に対して、応募提案の内容又はその意思について、相談や調整等を行った事実が認められた場合

オ プロポーザルの手続の過程で、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合

カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある行為が認められた場合

- (4) 契約の相手方は、契約の締結に際し、契約金の100分の10以上の契約保証金を納付しなければなりません。ただし、契約規則第40条の規定により免除された場合又は契約規則第41条第1項の規定による契約保証金に代わる担保を提供した場合は、この限りではありません。